

防災情報の提供に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、防災情報の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した時に備えるため、甲と乙が互いに協力し、立川市民等に対して必要な防災情報を提供することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、立川市内の最新の防災情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により提供された防災情報を自社ASPサービス上に掲載する等の方法により、立川市民等に対し提供するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条の規定による提供は、原則として無償で行われるものとし、当該提供に要する費用については、甲乙各自が負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間満了の日の2月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定の効力は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月10日

甲 立川市泉町1156番地の9

立川市

代表者 立川市長

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目42番4号

ファーストメディア株式会社

代表取締役社長